

理 由 説 明 書

令和 3 年 11 月 18 日
内 閣 府

令和 3 年 8 月 20 日付けで提起された内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）による開示決定処分（令和 3 年 6 月 21 日付け府人第 727 号－2。以下「原処分」という。）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

記

1. 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分における不開示部分について、一部（原処分における「3 不開示とした部分及びその理由」のうち（3）の不開示部分）を除いて取り消すよう求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

原処分における「3 不開示とした部分及びその理由」の（1）、（2）及び（4）において、①別紙 1 から 3 までの開示する行政文書のうち、人事に係る事務の内容に関する記載、②別紙 1 から 4 までの開示する行政文書のうち、任命されなかった候補者の氏名、専門分野及び所属・職名に関する記載、及び、③別紙 5 の開示する行政文書のうち、「日本学会議会員候補者推薦書」及び「第 25～26 期 会員候補書名簿（案）」に記載された、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野、については、「公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 5 条第 6 号ニに該当するとされている部分につき、

- ① 法第 5 条第 6 号の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、支障を及ぼす「おそれ」も、

抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の高度の蓋然性が要求される。また、事務の「適正」な遂行要件の判断に当たっては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。

- ② 日本学術会議の会員の任命は、日本学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が行うが（日本学術会議法第7条第2項、第17条）、内閣総理大臣の任命は形式的なものにすぎないとされる（昭和58年5月12日参議院文教委員会中曽根康弘内閣総理大臣答弁、昭和58年11月24日参議院文教委員会丹羽兵助総理府総務長官答弁等）。すなわち、内閣総理大臣による任命行為はいわゆる羈束行為であり、日本学術会議の推薦した人物をそのまま任命することが法律上想定されている。したがって、日本学術会議の人事に係る事務の内容や任命されなかった候補者の氏名等について開示したとしても、日本学術会議の推薦を受けて任命するという行政機関の事務に実質的な「支障」が生じることはない。
- ③ また、任命されなかった候補者の氏名等については周知のように、当該6名自身がすでに公表しており、広く報道もされている。したがって、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野の開示がもたらす「支障」は、実質的に存在しない。
- ④ さらに、これも周知のように、菅義偉内閣総理大臣は、任命されなかった候補者について任命を拒否した具体的な理由を現在まで説明していない。このような状況においては、仮に開示のもたらす支障があるとしても、開示のもたらす利益はそれを遥かに上回るものである。
- ⑤ よって、原処分不開示部分は、法第5条第6号ニに該当しない。
また、原処分における「3 不開示とした部分及びその理由」の（2）及び（4）において、①別紙1から4までの開示する行政文書のうち、任命されなかった候補者の氏名、専門分野及び所属・職名に関する記載、及び、②別紙5の開示する行政文書のうち、「日本学術会議会員候補者推薦書」及び「第25～26期 会員候補書名簿（案）」における、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野に関する記載について、「特定の個人を識別することができる情報である」ことから、法第5条第1号に該当するとされている部分につき、
① 日本学術会議のホームページ上等からも明らかなように、任命された日本学術会議の会員の氏名等については、少なくとも慣行として公にされている情報である。したがって、日本学術会議の推薦に従って6名が任命されていれば、当該6名の氏名等は当然「慣行」として公に

されるはずであった。前述のように、日本学術会議の任命は形式的なものであり、内閣総理大臣による6名の任命拒否は違法かつ異例なものである。違法な行政行為によって、適法な場合よりも公にされる情報の範囲が狭められるのは、国民の知る権利の観点から妥当とはいえない。したがって、前例がないとしても、任命されなかった候補者の氏名等は、任命された会員と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」（法第5条第1号イ）というべきである。

② よって、原処分の不開示部分は、法第5条第1号イの例外的開示事由に該当する。

以上より、原処分は違法であるから、原処分における不開示部分を取り消すことを求める。

2. 本件対象文書及び原処分について

処分庁においては、「2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書」との本件開示請求に対し、別紙について特定し、一部開示決定処分を行った。

3. 原処分の妥当性について

(1) 不開示情報該当性について

(法第5条第6号ニ関係)

(ア) 審査請求人は、「内閣総理大臣による（日本学術会議会員の）任命行為はいわゆる羈束行為であり、日本学術会議の推薦した人物をそのまま任命することが法律上想定されている。したがって、日本学術会議の人事に係る事務の内容や任命されなかった候補者の氏名等について開示したとしても、日本学術会議の推薦を受けて任命するという行政機関の事務に実質的な「支障」が生じることはない」と主張する。

しかし、日本学術会議法に基づく日本学術会議会員の任命に当たっては、必ずしも推薦のとおり任命しなければならないわけではない。また、日本学術会議の人事に係る事務の内容や任命されなかった候補者の氏名等、本来公にすることを予定していない情報を公にした場合、今後の同種の人事において、候補者となることを辞退する者が現れたり、任命権者への情報提供を躊躇したりするなどし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号ニに該当するため、これは当たらない。

(イ) また、審査請求人は、「任命されなかった候補者の氏名等については周知のように、当該6名自身がすでに公表しており、広く報道もされている。したがって、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性

別、年齢、所属・職名、及び専門分野の開示がもたらす「支障」は、実質的に存在しない」と主張する。

任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野については、

- ① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であること、
 - ② これを公にすることを義務付ける法令の規定や公にする慣行は存在せず、また、これまで処分庁その他の行政庁によって当該情報が公にされ、又は公にされることが予定されている事実もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないため、法第5条第1号の但書きイには該当しないこと（なお、報道機関等が独自の取材に基づいて報道している事柄等があったとしても、当該情報が法令の規定により又は慣行として公にされたとは言えず、上記の判断を左右するものではない。）から、同号柱書きに定める不開示情報に該当する。そして、処分庁においてこうした本来公にすることを予定していない情報を公にした場合、今後の同種の人事において、候補者となることを辞退する者が現れたり、任命権者への情報提供を躊躇したりするなどし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- (ウ)そして、審査請求人は、「菅義偉内閣総理大臣は、任命されなかった候補者について任命を拒否した具体的な理由を現在まで説明していない。このような状況においては、仮に開示のもたらす支障があるとしても、開示のもたらす利益はそれを遥かに上回るものである。」とも主張する。

しかし、審査請求人の主張する「開示のもたらす利益」については定かではなく、また、開示により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることは上述のとおりであり、これは当たらない。

(法第5条第1号関係)

- (エ) 審査請求人は、「任命された日本学術会議の会員の氏名等については、少なくとも慣行として公にされている情報である。したがって、日本学術会議の推薦に従って6名が任命されていれば、当該6名の氏

名等は当然「慣行」として公にされるはずであった。前述のように、日本学術会議の任命は形式的なものであり、内閣総理大臣による6名の任命拒否は違法かつ異例なものである。違法な行政行為によって、適法な場合よりも公にされる情報の範囲が狭められるのは、国民の知る権利の観点から妥当とはいえない。したがって、前例がないとしても、任命されなかった候補者の氏名等は、任命された会員と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」（法第5条第1号イ）というべきである。」と主張する。

しかし、日本学術会議法に基づく日本学術会議会員の任命に当たっては、必ずしも推薦のとおり任命しなければならないわけではなく、先般の会員任命についても、同法の規定にのっとって行われたものであるため、「任命されなかった候補者の氏名等は、任命された会員と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」（法第5条第1号イ）というべきである。」とする審査請求人の主張は当たらず、原処分の不開示部分は、法第5条第1号イの例外的開示事由には該当しない。

4. 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えます。

以 上

(別紙)

通番	開示決定・不開示決定した文書
1	令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料①
2	令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料②
3	令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における説明資料③
4	令和2年10月1日付の任命に係る意思決定過程における伝達記録
5	日本学術会議会員の任命について（文書番号：府人第1181号）